

令和2年度家事事件担当裁判官等協議会
における議論について

後見関係

本協議会では、後見関係事件の運用上の諸問題について協議がされた。その要点は、以下のとおりである。

第1 報酬算定の在り方について

1 後見人の報酬

大規模な家庭裁判所において検討中の後見人の報酬算定の基本的な考え方について、特段の異論はなかった。

後見人が実際に行った事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定するにあたっては、裁判官によって判断に大きなばらつきが生じることは望ましくなく、ある程度の共通認識を形成することが重要であるとの指摘があった。今後、新たな報酬算定の考え方に基づく運用の開始に向けて、実務運用上の具体的な課題について意見交換を行う場を設けることを確認した。

2 保佐人・補助人の報酬

大規模な家庭裁判所において検討中の保佐人・補助人の報酬算定の基本的な考え方について、概ね異論はなかった。

継続的な財産管理の代理権が付与されていない事案における保佐人・補助人の身上保護事務の内容や負担については、後見人の場合と比較して典型的に負担が重いと評価することに疑問があるとの意見もあったが、保佐人・補助人が付与された権限を適切に行使するためには、本人の心身の状況に加え、本人の経済状況も含めた生活状況を平素から把握しておく必要があり、専門職からは財産管理に関する権限がない状況でこのような情報収集を行うことは困難を伴うことも多いとの意見が多かったことも踏まえると、後見人の場合よりも負担が重いと評価することも合理的であるとの意見が比較的多かった。

また、保佐人・補助人の事務の内容や負担の程度は事案によって様々であり、特に付加的事務の内容は多種多様であることから、事案に応じて柔軟に報酬額を判断するという考え方が実務運用に適しているとの指摘もあった。

3 後見監督人の報酬

(1) 法定後見監督人の報酬

法定後見監督人に期待される役割に応じて、定期確認型、個別課題支援型、総合支援型の3つに分けるという考え方について概ね異論はなく、既に総合支援型の趣旨に沿った運用ないし運用の試行を始めている庁も複数あった。

総合支援型の後見監督人を選任する運用を始めている庁からは、総合支援型における重要なポイントとして、①期間を限定して専門職の後見監督人が関与すること、②後見人からの報告や相談を待って対応するのではなく、積極的かつ能動的に指導・助言・相談対応を行うこと、③財産管理だけではなく、身上保護面、特に本人の意思の尊重や意思決定支援についても指導・助言を行うことが挙げられるとの指摘があった。また、総合支援型は従来の後見監督人よりも事務の負担が相当に重いとの専門職団体からの意見を踏まえると、総合支援型の後見監督人の報酬を定期確認型の後見監督人の報酬よりも高いものとするのが合理的であるとの意見が多数であった。

他方で、総合支援型の趣旨や意義に賛同しつつも、後見監督人の担い手となる専門職団体の理解が十分に得られていないことや、専門職の数が少ないことなどの理由から、当面は総合支援型の後見監督人を選任する運用を開始することが難しいとの意見も複数あった。また、地方自治体等による親族の後見人等への支援体制が既にある程度整備されているとの理由から、総合支援型の後見監督人を選任する必要性を感じていないとの意見もあった。

後見監督人の選任の在り方については、基本計画の趣旨を踏まえ、親族の後見人等に対する支援体制が整備されていない地域においては、裁判所として、後見監督人の事務を通じた支援という運用上の工夫をこらし、できる限り親族の後見人等に対する支援の実現に向けて積極的な取組を行うとともに、そのようなスタンスであることを示す意味でも重要であるが、他方で、かえって裁判所が中核機関等による後見人支援機能の充実と矛盾する運用を行っ

ているとの誤解を生じることのないよう、地方自治体や専門職団体等の関係機関と相互理解を図りながら取組を進める必要があることや、各地の実情に応じて柔軟な運用を行うことも許容されることについて認識が共有された。

(2) 任意後見監督人の報酬

任意後見監督人に期待される役割について、定期確認型を原則としつつ、任意後見人に対する支援の必要性が認められる場合には、必要な期間と場面に限り、任意後見監督人の事務を通じた支援を行うという考え方に、概ね異論はなかった。

任意後見監督人の報酬の算定については、基本的に法定後見監督人の報酬算定と同様に算定するという方向性について、特段の異論はなかった。

第2 意思決定支援ガイドラインについて

令和2年10月に公表された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について、家庭局よりその概要について改めて紹介した上で、意思決定支援の側面を踏まえた後見等監督の在り方等について意見交換を行った。

家庭裁判所による後見等監督は、後見人等による権限の逸脱・濫用の有無を審査するものであり、後見人等が一定の重要な事務を行った場合に、本人の意思の尊重という法的義務を果たしたかという観点から、意思決定支援の実践の有無について確認するという基本的な考え方について、特段の異論はなかった。

意思決定支援の側面を踏まえた後見等監督や、その前提となる定期報告の具体的な運用については、今後、中央における専門職団体との意見交換の状況等も踏まえ、更に検討する必要があることについて認識を共有した。

第3 報酬額のめやすの在り方について

報酬額のめやすを事例と結びつけて示すことについて、事案に応じた柔軟な報酬算定が難しくなることを懸念する意見もあったが、利用者が報酬額をある

程度具体的に予測できるような分かりやすいめやすとするためには、参考となる事例を示した上で、報酬額のめやすをある程度具体的に示すことが望ましく、また、その方が利用者からの問合せに対応し易いとの意見が比較的多かった。

後見監督人の報酬額のめやすについては、各地の実情に応じて総合支援型の運用を行わない庁や、定期確認型と総合支援型の中間的な運用を予定している庁があること、総合支援型の運用を行う場合であっても、その報酬額は物価や賃金の水準等も踏まえ、各地で異なるものとなる可能性があることから、めやすに記載する報酬額は各庁において合理的な調整の余地あるものとする必要があるとの指摘があった。

今後、新たな報酬算定の考え方に基づく運用の開始に向けて、今後、利用者に対して報酬額のめやすを周知する時期や方法等について、更に検討する必要があることを確認した。

第4 地方自治体との連携について

中核機関等の整備に向けた取組において高裁に期待される役割として、①積極的な情報収集と共有、②管内家裁における課題の把握と対応策の検討のサポート、③広域での関係機関との連携が挙げられるが、各高裁から、これらの役割を意識した取組について紹介があった。

具体的には、管内市区町村の取組の進捗状況について定期的に情報を収集し、各家裁に提供している例、ウェブ会議の方法により各家裁が意見交換を行う場を設けている例、厚生労働省の社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室と連携し、今後の取組について検討を進めている例などが紹介された。